

成績評価

(学則第11条)

1. 授業科目の成績評価は、学年末に於いて定期試験、並びに実習の成果履修状況を総合的に勘案して行う。
2. 定期試験は学科試験とする。
3. 実習についての評価は、平素の実習成績にて行う。
4. 学生は、学期または学年において必修科目の授業時間数の3分の2以上出席しなければ前記2、3に規定する学科試験を受けることが出来ない。従って、その科目についての評価も受けることができない。
5. 校長は、学科試験に欠席した者で、その欠席の事由がやむを得ないものと認められる場合は、その者について追試験を行うことができる。
6. 校長は、2、3に定める学科試験において所定の点数に満たない者については、再試験を行うことができる。